

第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（素案）

意見募集（パブリックコメント）用 概要版

地域福祉とは

・「地域福祉」とは、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域、みんなが生活をともに楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力で作りあげていく福祉です。

・福祉課題は、特定の人々だけに生じる特別な問題ではなく、誰にも起こりうることです。現在少子高齢化の進行や、地域におけるつながりが希薄になっていることなどを背景に、福祉課題は「複雑化、多様化、深刻化」しています。

地域福祉計画策定の背景

- ・地域における相互扶助や家族同士の助け合いが、子育てや介護の主な担い手という時代もありましたが、今ではこうした支援は、公的制度により、担われるのが当たり前のようになっています。公的なサービスが拡充される中で、地域社会の役割も大きく変化したと言えます。
- ・一方、人口減少や少子高齢化、人生100年時代の到来や単独世帯の増加に加え、SNS等によるコミュニケーション手段の多様化など、私たちの暮らしを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。
- ・このような状況の中、一人暮らしの高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人が増加しているとともに、ヤングケアラーやひきこもりといった課題に対する支援の不足など新たな課題が浮き彫りになっています。また、「助けて」と言えなかったり、SOSがだれにも届かず、支援を必要とする人が地域において孤立、潜在化している状況もあります。

地域共生社会の実現に向けて

- ・これらの状況を踏まえ、国においては「地域共生社会」の実現に向けてさまざまな検討が進められています。
- ・「地域共生社会」とは、制度、分野ごとの「縦割り」や「ささえる側」「ささえられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域活動に参画し、人と人、組織や団体、それぞれの活動が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、そして地域をともに創っていく社会のことであり、その実現には地域福祉の推進が必要不可欠となります。

和泉市の地域福祉推進にあたっての課題①

1. 包括的な相談・支援体制のさらなる充実

各種相談窓口の機能向上や、相談支援に携わる専門職の資質向上を図るとともに、複雑化・複合化した課題に対応できるよう分野にとらわれない、柔軟な支援体制づくりを進めていく必要があります。

2. 切れ目ない・こぼれない支援体制の構築

特定の対象者だけでなく、支援を必要とする誰もが適切な支援につながるができるよう、支援体制の構築に取り組む必要があります。

3. 地域づくり・担い手づくり

地域づくりに関わる担い手不足という課題解消に向け、地域づくり・担い手づくりに取り組む必要があります。

和泉市の地域福祉推進にあたっての課題②

4. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢者、障がい者、子ども、LGBTQ、外国人、過去に罪を犯し更生した人等への理解、多様性の理解や支えあいへの関心を高めながら、誰もが安心して生活していけるように、みんなで地域福祉について考え、行動するきっかけづくりを行う必要があります。

5. 地域共生社会の実現に向けた体制の見直しと福祉に関わる意識の醸成

地域共生社会の実現に向けて、行政の組織体制の見直しを検討するとともに、職員の地域福祉への理解など更なる資質向上に取り組むとともに、地域福祉の更なる活性化に向け、地域住民の皆さんの理解と協力も必要です。

計画の基本理念

『誰もが主人公！ 一人ひとりが輝けるまち和泉』

- ・従来の公助・共助・自助の考え方に加え、共助を支える共助、共助を支える公助の役割を明確にし、各取組の主体の明確化と切れ目ない・こぼれない支援の実現を図ります。
- ・地域福祉基本計画と地域福祉活動計画を一体化し、取組みの関係性を明確にすることで推進力を高めます。
- ・「支える側」「支えられる側」という関係だけではなく、地域のつながりを改めて認識し、大切にしてい、年齢、性別、出自、国籍、障がいの有無等に関わらず、子どもから高齢者まで、互いに助け合いながらよりよい社会をつくる主役として輝くことができる『誰もが主人公！一人ひとりが輝けるまち和泉』の実現めざし、地域に住む誰もが安心して、いきいきと暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。

第5次計画のポイント

- ▶ 従前の「地域福祉計画」を「地域福祉基本計画」（マスタープラン）と名称変更し、「地域福祉活動計画」（アクションプラン）と一体的に策定を行います。
- ▶ 「公助」「共助」「自助」の役割を明確にし、「公助の再構築」「共助を支える公助」「共助を支える共助」の強化を図ります。
- ▶ 新たな共助の担い手として、企業、NPO、各種団体との連携を強化します。
- ▶ 計画実現のため、機運の醸成、意識改革、体制整備、議論の場づくりに力を入れます。

計画推進のための5つの基本目標

地域福祉推進にあたっての課題を解決するため、次の5つの基本目標を設定し、取組みを推進します。

- ▶ 1. 包括的で身近な相談、支援の仕組みづくり
- ▶ 2. 切れ目ない・こぼれない支援の仕組みづくり
- ▶ 3. 多様な主体どうしの連携による担い手・社会資源の拡充
- ▶ 4. 誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ
- ▶ 5. 地域共生社会の実現へ向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場

基本目標 1

包括的で身近な相談、支援の仕組みづくり

取組み内容

- ▶ 地域における身近な相談窓口の充実に取り組むとともに、社会資源や各種相談窓口の相互関係づくりや「見える化」を図り、住民が相談しやすい環境づくりに取組みます。

基本目標 2

切れ目ない・こぼれない支援の仕組みづくり

取組み内容

- ▶ 制度の狭間に陥り、また、複雑化、複合化したニーズを持つ住民が支援の網の目からこぼれることがなく適切な支援につながるよう、共助と公助とが連携した切れ目のない支援体制と地域づくりに取組みます。

基本目標 3

多様な主体どうしの連携による 担い手・社会資源の拡充

取組み内容

- ▶ 地域活動の担い手不足や現に活動している担い手の負担感解消に向けて、担い手講座の開催や生活スタイルに合わせて参加形態の幅を広げる工夫を講じるとともに、「創発の場」を通じて担い手づくりと社会資源の開発に取り組めます。また、地域に所在する社会福祉法人、民間企業、商業施設、地元商店主など、社会貢献に関心が高い主体との関係構築を図り、その社会貢献活動と地域活動とを連動させ、社会資源の拡充や開発に取り組めます。

基本目標 4

誰もが、自分らしく、 安心して、楽しく暮らせるまちへ

取組み内容

- ▶ 地域福祉を推進していくうえで、地域は様々な人々で構成されていることを認識し、そして、その多様性をおたがいが理解することが大切です。また、くらしやすい、わくわくするようなまちづくりを進めていくには、人権や多様性の理解に加え、毎日の生活を安全に送れることが前提となります。福祉の概念を広くとらまえ、子育て・教育、防災・防犯、環境保全、人権の具体的な取組みにも取組みます。

基本目標 5

地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場

取組み内容

- ▶ 地域共生社会の実現に向けて、世代やテーマ・分野を超えて、地域住民や地域の多様な主体が協働する必要があります。「自助、共助、公助」の相互の連携も欠かせません。
- ▶ 関係機関どうしの「縦割り」や住民と市・関係機関との「横割り」を解消し、市社協を初め関係機関、地域福祉に携わる人々、市行政、そして、地域福祉の主役である住民の機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場の充実に取組みます。

目標に対する取組みを評価します

- ▶ 5つの目標に関わる施策それぞれに業績目標と成果目標を定めます。
- ▶ 目標に関する指標を数値化し、計画の進捗管理を行います。

小学校区別アクションプラン

- ▶ 地域ごとに課題が異なることから、各小学校区でワークショップを開催し、4次計画の取組みについて振り返りを行い、令和6年から令和10年までの5年間の行動計画について検討しました。
- ▶ 小学校区別アクションプランでは、各小学校区の活動テーマ、目標、目標を達成するための具体的な取組みについての方向性を示しています。

計画策定にあたって 2つの審議会から意見を反映

- ▶ 地域福祉基本計画では、地域福祉推進協議会を計4回開催し、地域福祉活動計画では、福祉でまちづくり委員会を計3回開催しました。皆様から頂いた意見を勘案して、最終案を地域福祉推進協議会と福祉でまちづくり委員に諮り、その後計画を策定します。